

単価契約（令和7年度 広報高松・たかまつ市議会レポート）に関する特約

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

（工程表の提出）

第2条 受注者は、この契約のうち、入稿から納入までの作業部分に関し、この契約締結後、3日以内に仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受理した日から3日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、工程表の再提出について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

5 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。